

令和3年度 第12回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和4年3月22日（火） 午後2時30分から午後3時05分まで

2. 場所： 西宮市役所 第二庁舎4階 B405会議室

3. 出席者：

【委員】（9名）

（会長）	1 番	松本 俊治
（委員）	2 番	庄治 郁夫
	3 番	吉井 幸弘
	6 番	川東 弘之
	7 番	奥村 幸弘
	8 番	前田 豊
	12 番	松本 彌生
	13 番	木下 勝博
	14 番	茶谷 巖

【事務局】

（事務局長）小西 昇 （係長）稲垣 重夫 （主査）松谷 卓人 （主査）増尾 尚之
（産業文化局長）岩崎 敏雄 （産業文化総括室長）長谷川 賢司

4. 欠席者：5名

5. 傍聴者：0名

6. 議事案件：

【議案第20号】 農地法第3条の規定に基づく許可申請の件

〈審議結果：承認〉

【議案第21号】 租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適格者証明書交付の件

〈審議結果：承認〉

【報告第37号】 農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件

【報告第38号】 農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

【報告第39号】 農地法施行規則第29条第1号の規定に基づく届出受理の件

【報告第40号】 農地法第3条の3の規定に基づく届出受理の件

【報告第41号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

【議案第22号】 西宮市農業委員会事務局処務規程の一部改正の件

〈審議結果：承認〉

7. 議事内容

午後2時30分 開始

- 議長 出席の皆様、本日は御苦勞様でございます。
定刻になりましたので、ただいまから農業委員会総会を開会します。
今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、今月の本委員会においては、出席委員数を制限することで、委員会中の密集を防ぎ、開催させていただきたいと考えております。
委員の皆様には、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。
それでは、総会を始めさせていただきます。
本日の出席委員は9名です。定足の過半数に達していますので、本日の農業委員会総会は、成立しています。
それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 異議なしとのことですので、3番吉井委員と、6番川東委員を議事録署名委員に指名しますので、よろしく申し上げます。
それでは、これより議案審議に入ります。
議案第20号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」を上程いたします。
それでは、事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局 議案第20号について説明いたします。
【議案書朗読】
譲受人と譲渡人とは親子関係にあり、今回の申請は2人で2分の1ずつ所有している農地の持ち分の全部または一部を等価交換するものです。「議案第20号 資料 農地法第3条第2項各号の判断基準」をご覧ください。これは、農地法第3条第2項の第1号から第7号のいずれかに該当する場合は、申請を許可できないため、各号それぞれに該当しないと判断した理由をお示しするものです。
【資料朗読】
本資料のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で、議案の説明を終わります。
- 議長 事務局の説明は終わりました。
次に、地元委員の説明をお願いします。
奥村委員、お願いします。
- 奥村委員 議案第20号についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。申請者は、申請農地で農業を長年にわたって営んでおり、農業に必要な機械も持っておられます。生産意欲も高く、許可されても問題はないと考えます。以上で、地元委員の説明を終わります。
- 議長 説明は終わりました。
本件に対して御質問、御意見はありませんか。
- 委員 (質問、意見なし)
- 議長 なければ、議案第20号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、許可することにして、御異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第 20 号につきましては、許可することとします。
続きまして、議案第 21 号「租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく相続税の納税猶予の適格者証明書交付の件」を上程します。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 21 号について説明いたします。
【議案書朗読】
これらの申請地において、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づき、相続税の納税猶予の適用を受けるにあたり、農業委員会に対し、相続人が納税猶予の適格者に該当することについて、証明書の交付申請がなされたものです。
以上で議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。
次に、地元委員の説明をお願いします。
まず、番号 1 について、前田委員、お願いします。

前田委員 議案第 21 号の番号 1 についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。
この農地は、相続人により耕作地として適正に管理されております。以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 つぎは、番号 2 の 1 番目の土地になりますが、地元委員の高田委員が本日欠席のため、委員からの説明を事務局に代読してもらいます。では、お願いします。

事務局 議案第 21 号の番号 2 の 1 番目の土地について、あらかじめ高田委員よりお預かりしている説明を代読いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。この農地は、相続人により耕作地として適正に管理されております。以上で、説明を終わります。

議長 つぎは、番号 2 の 2 番目以降の土地になりますが、地元委員の吉村委員が本日欠席のため、委員からの説明を事務局に代読してもらいます。では、お願いします。

事務局 議案第 21 号の番号 2 の 2 番目以降の土地について、あらかじめ吉村委員よりお預かりしている説明を代読いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。この農地は、相続人により耕作地として適正に管理されております。以上で、説明を終わります。

議長 次に、番号 3 について、奥村委員、お願いします。

奥村委員 議案第 21 号の番号 3 についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。
この農地は、相続人により耕作地として適正に管理されております。以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 説明は終わりました。
本件に対して御質問、御意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第 21 号「租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく相続税の納税猶予の適格者証明書交付の件」につきましては、交付することにして御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第 21 号につきましては、交付することとします。
これより、報告案件に入ります。
まず、報告第 37 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。
事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第 37 号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地は、市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第 38 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第 38 号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地は、市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第 39 号「農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第 39 号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地法施行規則第 29 条第 1 号についてご説明します。耕作を行う方が、自分の農地を保全するため又は利用促進のために、農業用施設を建てる場合には、施設の設置面積が 200 ㎡未満であるときに限り、農地法第 4 条の手続きではなく農地法施行規則第 29 条による届出を行うことで設置できます。参考に、農業用施設には、農業用道路、農産物集出荷施設、農機具格納庫、耕作に必要な不可欠な駐車場やトイレ等が該当します。

添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第 40 号「農地法第 3 条の 3 の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第 40 号について説明いたします。

【議案書朗読】

当該届出は、法定記載事項がもれなく記載されており、適正なものとして事務局長専決により届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第 41 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第 41 号について説明いたします。

【議案書朗読】

現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により証明書を交付しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

議長 続きまして、追加議案として、議案第 22 号「西宮市農業委員会事務局処務規程の一部改正の件」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 22 号について説明いたします。

【議案書朗読】

今回の一部改正は、3月の西宮市議会において、旅費の規則が改正されたことに伴う条文の整理になります。以上で議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第 22 号「西宮市農業委員会事務局処務規程の一部改正の件」につきましては、改正することにして御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 御異議がありませんので、議案第 22 号につきましては、改正することとします。

川東委員 すみませんが、質問よろしいでしょうか。

議長 川東委員どうぞ。

川東委員 議案第 21 号の番号 3 の件と報告第 40 号の件は、同じ農地なのに面積が違うのはなぜですか。

議長 事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 21 号は、生産緑地として指定されている面積で記載しており、報告第 40 号は登記簿上の面積で記載しているためです。

川東委員 分かりました。

議長 以上で、本日予定しておりました議案審議ならびに報告案件はすべて終了しました。

これを持ちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。

午後 3 時 05 分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

(委員)

(委員)
